

オーストラリアにおける
第三国定住プログラムによって受け入れられた
難民及び庇護申請者等
に対する支援状況調査報告

平成17(2005)年9月

(財)アジア福祉教育財団 難民事業本部

目 次

調査概要

．調査の目的	1
．調査の実施概要	1
1．実施期間	1
2．調査対象国	1
3．調査員	1
4．調査方法	2
5．訪問先及び面談者	2

調査結果

要約	5
オーストラリアにおける難民受入れの流れ	7
．難民受入政策	8
1．経緯	8
2．人道プログラムによる受入れの推移	8
3．定住支援の基本方針	10
4．難民受入政策の特徴	10
．庇護制度	11
1．概要	11
2．オフショアプログラム	11
(1) 種類	11
(2) 受入枠及び地域の決定	11
(3) 受入基準	11
(4) 受入手続(例：ニューサウスウェールズ州におけるアフリカからの難民等の受入れ)	12
3．オンショアプログラム	13
(1) 種類	13
(2) 審査手続	14
．庇護申請者に対する支援	16
1．概要	16
(1) 庇護申請者支援スキーム	16

（２）移民アドバイス・申請支援スキーム	16
（３）庇護申請者センター	17
２．支援内容	17
（１）住居	17
（２）財政支援	17
（３）語学教育	18
（４）就職及び職業訓練	18
（５）医療	19
（６）その他	19
．人道プログラムによって受け入れられた者に対する定住支援	20
１．概要	20
（１）定住地	20
（２）定住者が抱える主な問題	20
（３）定住者に対する支援	21
２．支援内容	21
（１）初動定住支援	21
（２）中・長期的支援	27

調 査 概 要

・ 調査の目的

1 . 第一回調査

オーストラリアにおける難民受入政策を調査すると共に、第三国定住プログラムによって受け入れられた難民及び庇護申請者等に対する語学教育、就職斡旋等の具体的措置とその運用実態を調査し、我が国の難民定住支援策及び難民事業本部の事業に資することを目的とした。

2 . 追加調査

第一回調査において、語学教育、就職斡旋、コミュニティ活動等に関する調査を行った結果、今後の我が国の定住支援施設等における難民支援のあり方を勘案する上で、参考となる点及び問題点が判明した。追加調査では、同参考点及び問題点を詳細に調査すると共に時間的制約から調査が実施できなかった社会生活適応指導について調査を行い、平成 18 年度以降の我が国の支援施設等における難民支援のあり方を検討する上での参考とすることを目的とした。

・ 調査の実施概要

1 . 実施期間

- (1) 第一回調査 平成 16 年 8 月 30 日 (月) ~ 9 月 3 日 (金) (5 日間)
- (2) 追加調査 平成 17 年 3 月 14 日 (月) ~ 3 月 18 日 (金) (5 日間)

2 . 調査対象国

オーストラリア連邦

3 . 調査員

(1) 第一回調査

- (イ) アジア福祉教育財団 難民事業本部 本部長 福 川 正 浩
 - (ロ) 外務省 国際社会協力部 人道支援室 課長補佐 松 尾 恵 子
 - (ハ) アジア福祉教育財団 難民事業本部 企画調整課職員 大 原 晋
 - (ニ) 財団法人 法律扶助協会 難民援助プログラム担当 中 村 旭 彦
- 以上 4 名

(2) 追加調査

- (イ) 文化庁 文化部 国語課 日本語教育調査官 中 野 敦
 - (ロ) 文化庁 文化部 国語課 国語調査官 中 神 智 文
 - (ハ) アジア福祉教育財団 難民事業本部 企画調整課職員 大 原 晋
 - (ニ) 社団法人 国際日本語普及協会 日本語講師 / アジア福祉教育財団
難民事業本部 国際救援センター 日本語主任講師 樋 口 博
- 以上 4 名

4 . 調査方法

調査国の政府機関、NGO等の事務所・施設を訪問し、関係者からの聴取及び視察調査を行った。

5 . 訪問先及び面談者

(1) 第一回調査

平成 16 年

8 月 30 日 (月) Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs (DIMIA) , New South Wales Office

面談者 : Glenn Smith 氏 (Deputy State Director)

Kim Turner 氏 (Manager - Humanitarian Settlement)

Louise Lindsay 氏 (NSW Business Manager Onshore Protection)

Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs, New South Wales Office 庇護申請受付所等

説 明 : Clauvette Mechreki 氏 (Manager Client Services)、
他 1 名

31 日 (火) Australian Centre for Languages

面談者 : Karen Aylott 氏 (Manager)、他 1 名

人道プログラムによって受け入れられた者のための一時滞在施設

案内者 : Vanessa Lewer 氏

Auburn Migrant Resource Centre

面談者 : Amera Salah 氏 (Local Coordinator)、他 1 名

在シドニー日本総領事公邸

面談者 : 野川総領事、海沼領事

9 月 1 日 (水) Refugee Council of Australia

面談者 : Margaret Piper 氏 (Executive Director)

Australian Red Cross

面談者 : Jennifer Grover 氏 (Coordinator)

Julijana Spaic 氏 (Case Manager)

Cameron Brown 氏 (International Tracing and
Refugee Service)

Adult Multicultural Education Services

面談者 : Col Parker 氏 (Manager, Employment Placement &
Strategies Branch, Department of Employment and
Workplace Relations)

Abeselom Nega 氏 (NSW Regional Manager)

Joan Obuchowski 氏 (Team Leader)、他 1 名

2 日 (木) Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs

面談者 : Philippa Godwin 氏 (Deputy Secretary)

Department of Immigration and Multicultural and Indigenous

Affairs, Refugee, Humanitarian and International Division
及び Citizenship and Multicultural Affairs Division

面談者：Peter Vardos 氏(First Assistant Secretary,
Citizenship & Multicultural Affairs Division)
Robyn Bicket 氏(Assistant Secretary, Humanitarian
Branch)
Mary-Anne Ellis 氏(Assistant Secretary,
Citizenship & Language Services Branch)

Department of Family and Community Services

面談者：John Shevlin 氏 (Director International Policy)
Yasmin Ramasundara 氏(Assistant Director
International Policy)

日本大使館

面談者：小寺公使

3日(金) Centrelink

面談者：Peter Rock 氏(National Manager, Multicultural
Services)
Mile Musovski 氏(Team Leader, Multicultural
Services)

IHSS Service Provider in DIMIA NSW Office

面談者：Melissa Phillips 氏(Program Coordinator,
Humanitarian Settlement Program, Anglicare)
Sky de Jersey 氏(Manager, St Vincent de Paul
Society)
Prabha Gulati 氏(Early Intervention Program
Coordinator, Service for the Treatment and
Rehabilitation of Torture and Trauma Survivors
NSW)

(2) 追加調査

平成 17 年

3月14日(月) University of New South Wales

Institute of Language

面談者：Pauline Taylor 氏(Associate Director,
International Relations)
Mark Gordon 氏(Educational Marketing Manager)
Christine Wild 氏(Head of Department English for
Overseas Students, International English
Projects)

Nura Gili Resource Centre

面談者：John Gibson 氏(Support Service)

トムソン木下千尋研究室

面談者：Chiriho Kinoshita Thomson 氏(Head School of Modern Language Studies/Associate Professor of Japanese Studies)

Learning Centre

面談者：Sue Starfield 氏(Director)

Australian Human Rights Centre

面談者：Andrea Durbach 氏(Associate Professor, Australian Human Rights Centre, Faculty of Law)

Rosemary Rayfuse 氏(Associate Professor, Director of International Law Programs, Faculty of Law)

15日(火) Blacktown Migrant Resource Centre

面談者：Irene Ross 氏(Manager)

Linda Zaki 氏(Training Coordinator)

Marinella Belmonte-Byrne 氏(Institute

Multicultural Education Coorinator/TAFE NSW Western Sydney Insitute)

16日(水) Macquarie Community College

面談者：Neda Ceic 氏(Education Manager)

Fairfield Migrant Resource Centre

面談者：Ricci Bartels 氏(Coordinator)、他3名

日本大使館

面談者：眞鍋領事、海沼領事

17日(木) Springvale Indo-Chinese Community Association

面談者：Phong Nguyen 氏(Director)

University of Melbourne

面談者：Lesleyanne Hawthorne 氏(Associate Professor)

18日(金) 在メルボルン日本総領事館

面談者：堀江首席領事

La Trobe University

ハワード研究室

面談者：Howard Nicholas 氏(Senior Lecturer in Language Education)

Language Centre

面談者：Usha Rrao 氏(Director)

Marc Brierty 氏(Adult Migrant Program Coordinator)

Centre for Multicultural Youth Issues

面談者：Camel Guerra 氏(Director)、他1名

調 査 結 果

(要約)

・ 難民受入政策

オーストラリアの難民受入政策は基本的に移民政策の一貫として扱われてきた。難民の受入を本格的に開始したのは、1975年にインドシナ難民が大量に到着してからのことである。その後、1980年代にはアジア・中東、1990年代には旧ユーゴを中心に、近年は全体の7割以上をアフリカ(特にスーダン難民)から人道プログラムにより受け入れている。人道プログラムには、オフショア(off-shore)(国外からの受入れ)及びオンショア(on-shore)(庇護申請の審査の結果、保護査証を付与することによる受入れ)の二種類あり、近年は両プログラム併せて毎年1万2,000人以上を受け入れている。人道プログラムによる受入れは、近年、オフショアは増大傾向にある一方、オンショアは減少傾向にある。

オーストラリアの移民・難民に対する定住支援策は、移民・多文化・先住民問題省(Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs(DIMIA))が主体となり行われている。現在の定住支援の基本方針は、1970年代末に導入された多文化主義政策に基づいている。

オーストラリアの難民受入政策の特徴は、第一に、移民受入政策の土台の上に難民受入れを行っており、草の根レベルまで定住支援システムが整っていることである。第二に、定住支援に同国人コミュニティが積極的に関わっている。第三に、5,000名の職員を擁する移民・多文化・先住民問題省が、庇護供与・受入れ及び国内定住支援双方の主管省となっており、整合性のある難民政策が強力に実施されている点が挙げられる。

・ 庇護制度

オフショアプログラムには、難民カテゴリー、特別人道プログラム(Special Humanitarian Program)及び二次移動カテゴリー(Secondary Movement Category)の三つのカテゴリーがある。難民カテゴリーは、さらに、難民、国内特別人道プログラム(In-country Special Humanitarian Program)、緊急救助(Emergency Rescue)、危機的状況にある女性(Woman at Risk)の四つのカテゴリーに分けられる。また、二次移動カテゴリーは、オフショア入国(Offshore Entry)及びリロケーション(Relocation)の二つのカテゴリーに分けられる。

受入地域は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との協議により決定される。受入数は、世界的な第三国定住ニーズに関するUNHCRの評価、オーストラリアの個人・団体の意見及びオーストラリアの受入能力に基づき決定される。

オンショアプログラムによって付与される査証には、永久保護(Permanent protection)査証及び一時保護(Temporary protection)査証の二種類があり、すでにオーストラリアに入国しており、オーストラリアの庇護を希望する者は、同査証取得申請を行うことになる。一次審査では、移民・多文化・先住民問題省のケースマネージャーによる書面審査が行われる。申請者からのさらなる情報が必要な場合、ケースマネージャーは、申請者と(通訳が必要な場合は通訳付きで)面接(interview)を行うか、書面による情報提供を求める。一次審査において、保護査証付与却下の決定を受けた者は、決定の通知から28日以内に、難民再審査審判所(Refugee Review Tribunal(RRT))または行政異議審査審判所(Administrative Appeals Tribunal(AAT))に異議の申立てを行うことができる。

・ 庇護申請者に対する支援

庇護申請者に対する支援には、庇護申請者支援スキーム (Asylum Seeker Assistance Scheme (ASAS))、移民アドバイス・申請支援スキーム (Immigration Advice and Application Assistance Scheme (IAAAS)) 及び庇護申請者センター (Asylum Seekers Centre (ASC)) における支援がある。

庇護申請者支援スキームは、移民・多文化・先住民問題省による支援プログラムであり、同省がオーストラリア赤十字社 (Australian Red Cross) に委託している。同プログラムの対象は、オーストラリアに入国し庇護申請後、一次審査の結果を6ヵ月以上待っており、なおかつ他に財政支援をうける手立てがない者である。支援内容は主に、財政支援 (Income Support)、一般医療支援 (General Health Care)、その他に分けられる。

移民アドバイス・申請支援スキームも移民・多文化・先住民問題省の支援プログラムで、申請者は同省に登録されているサービスプロバイダーから様々なアドバイスを受けることができる。

庇護申請者センターは、政府からの資金供与を受けていないNGOが1993年に設立したセンターである。ボランティアを中心としたソーシャルワーカーが申請者を支援している。支援内容は、主に英語教育、法律相談、就職のためのスキルアップ、医療、日常生活教育である。

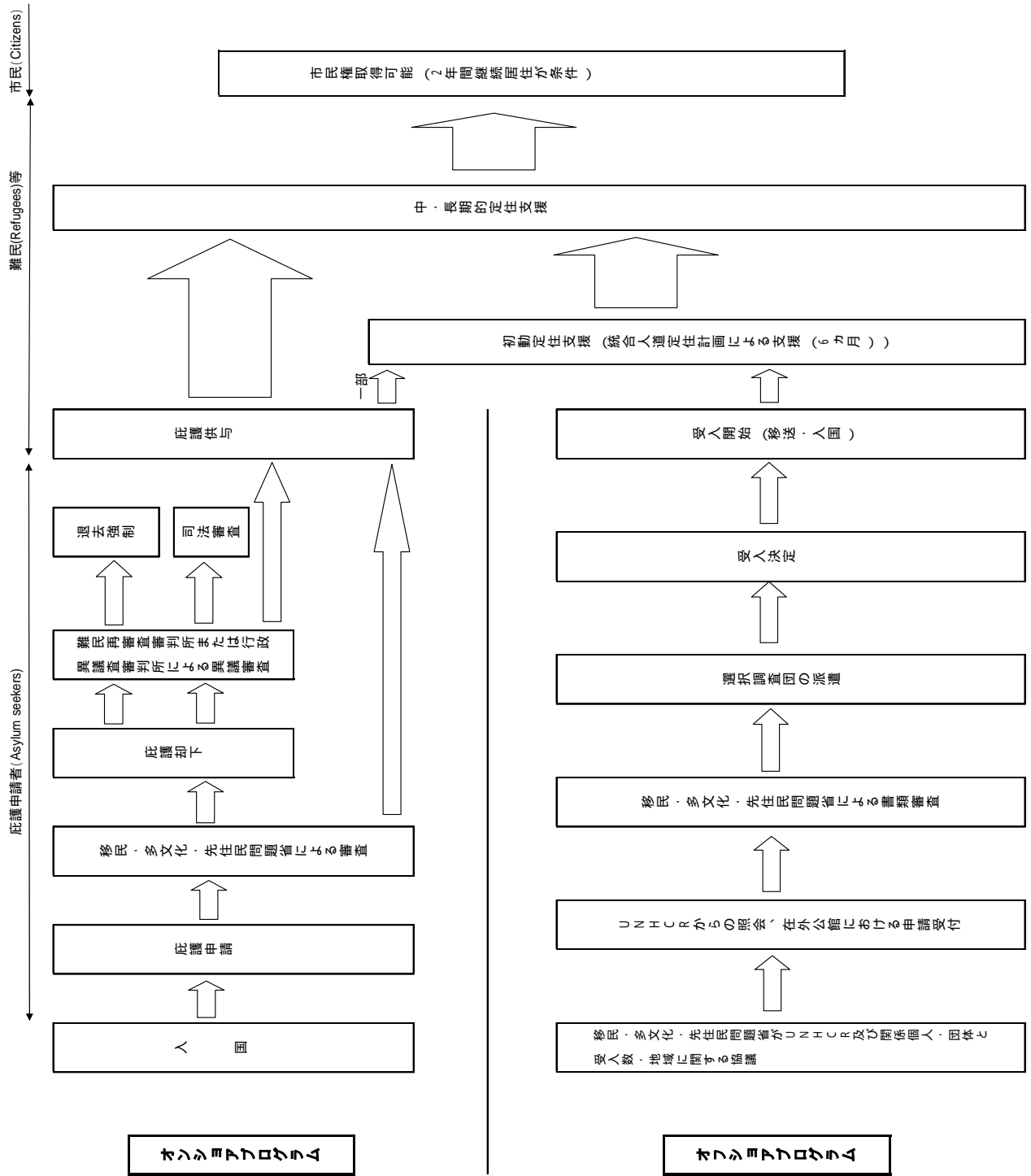
・ 人道プログラムによって受け入れられた者に対する定住支援

人道プログラムによって受け入れられた者が受けることができる定住支援には、統合人道定住計画 (Integrated Humanitarian Settlement Strategy (IHSS))、成人英語移住プログラム (Adult English Migrant Program (AMEP))、就職支援、通訳・翻訳サービス (Translating and Interpreting Services (TIS))、定住に必要な情報提供等 (移住リソースセンター (Migration Resource Centres (MRCs))、移住サービス機関 (Migrant Service Agencies (MSAs))、コミュニティ定住サービススキーム (Community Settlement Services Scheme (CSSS))、財政支援 (Income Support) があり、移民・多文化・先住民問題省と契約を締結したサービスプロバイダーが支援を行っている。

統合人道定住計画は、定住するために必要な情報、サービスにアクセスすることを目的に設置されたプログラムで、空港への出迎え及び社会保障サービスを提供しているセンターリンク (Centrelink) への登録支援等を行う、初期情報・オリエンテーション支援 (Initial Information and Orientation Assistance (IIOA))、住居支援 (Accommodation Support (AS))、生活に必要な物資の支援を行う世帯構成支援 (Household Formation Support (HFS))、精神疾患及びトラウマにかかっている者に対する支援を行う初期健康評価・介入支援 (Early Health Assessment and Intervention Assistance (EHAI))、人道プログラムによって受け入れられた者の呼び寄せ家族・親族・団体等に対する支援を行うプロポーザー支援 (Proposer Support (PS))、難民コミュニティ支援 (Community Support for Refugees (CSR))、統合人道定住計画の実施団体に対するトレーニングを行うサービス支援 (Service Support) の七種類から成っている。

成人英語移住プログラムは、人道プログラムによって受け入れられた者のみならず、移住者をも対象にしており、また、就職支援及び財政支援も国民及び移住者を対象としている。

なお、十分な英語力を有さない者に対し、移民・多文化・先住民問題省は、週7日間、24時間利用可能かつ無料で通訳・翻訳サービスを提供している。



オーストラリアにおける難民受け入れの流れ

・ 難民受入政策

1 . 経緯

オーストラリアは 2,000 万人の国民の約 25% が移民という移民国家であり、難民受入政策は基本的に移民政策の一貫として扱われてきた。

オーストラリアが英国人以外のヨーロッパ人の受入れを本格的に開始したのは 1947 年のことである。1947 年以前は、英国人及びアイルランド人を中心とした受入れを行っていたが、出生率が低下し労働人口が不足したことから政策転換を余儀なくされ、イタリア、ドイツ、オランダ等、他のヨーロッパ人の受入れを積極的に行うようになった。ヨーロッパ以外の地域からの受入れが増加したのは 1975 年以降である。これまで 600 万人以上が移民、難民として及び人道的配慮により受け入れられている。そのうち、62 万人が難民及び人道的配慮による受入れである。

難民の受入れを本格的に開始したのは、1975 年にインドシナ難民が大量に到着してからのことで、同難民をこれまで 15 万人受け入れている。その後、1980 年代にはアジア・中東、1990 年代には旧ユーゴを中心に、近年は全体の 7 割以上をアフリカ（特にスーダン難民）から難民及び人道的配慮により受け入れている。これら受入れは、国連難民高等弁務官事務所（以下、UNHCR）の優先度によるものである。

難民及び人道的配慮による受入プログラム（以下、人道プログラム）には、オフショア（off-shore）（国外からの受入れ）及びオンショア（on-shore）（庇護申請の審査の結果、保護査証を付与することによる受入れ）の二種類あり、近年は両プログラム併せて毎年 1 万 2,000 人以上を受け入れている。移民・多文化・先住民問題省（Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs（以下、DIMIA））は、2004 / 05 年度は受入枠を 1 万 3,000 人に拡大する方針で、そのうち難民の受入枠を前年より 2,000 人拡大して、6,000 人程度にする旨を発表した。オフショア及びオンショアの詳細については後述を参照されたい。

2 . 人道プログラムによる受入れの推移

近年、オフショアは増大傾向にある一方、オンショアは減少傾向にある。地域別に見ると、オフショアでは、ヨーロッパからの受入れは減少傾向にあるが、アフリカからの受入れが大幅に増大している。オンショアでは、イラク、イラン、アフガニスタン等、中東諸国からが上位を占め、次いでスリランカ、中国、ミャンマー等のアジア諸国となっている。

【表1 人道プログラムによる受入数(カテゴリー別)】

カテゴリー		2000 / 01 年度	2001 / 02 年度	2002 / 03 年度	2003 / 04 年度	2004 / 05 年度
オフショア	難民	3,997	4,160	4,376	4,134	5,511
	特別人道 (Special Humanitarian)	3,116	4,258	7,280	8,927	6,755
	その他	1,043	46	3	2	17
オフショア	国内保護 (Onshore Protection)	5,577	3,885	866	788	895
	合 計	13,733	12,349	12,525	13,851	13,178

(出典 : DIMIA, FACT SHEET 60 AUSTRALIA S REFUGEE AND HUMANITARIAN PROGRAM)

【表2 オフショアによる受入数(地域別)】

地域	2000 / 01 年度	2001 / 02 年度	2002 / 03 年度	2003 / 04 年度	2004 / 05 年度
ヨーロッパ	3,462	2,709	1,158	354	20
中東及び南西アジア	2,155	2,743	4,343	2,867	3,174
アフリカ	2,032	2,801	5,628	8,353	8,486
アジア	316	189	201	221	415
アメリカ	27	16	0	7	1
その他	-	-	326	326	-
合 計	7,992	8,458	11,656	11,802	12,096

(出典 : DIMIA, FACT SHEET 60 AUSTRALIA S REFUGEE AND HUMANITARIAN PROGRAM)

【表3 2002/03年度 オンショアによる受入数(国籍別)】

庇護申請者国籍	永久保護査証付与数	一時保護査証付与数	計
イラク	15	105	120
イラン	42	34	76
スリランカ	66	34	76
アフガニスタン	4	58	62
中国	46	2	48
ビルマ(ミャンマー)	38	8	46
ロシア	40	2	42
コロンビア	41		41
その他	324	36	360
合計	616	250	866

(出典 : DIMIA, FACT SHEET 60 AUSTRALIA S REFUGEE AND HUMANITARIAN PROGRAM)

3．定住支援の基本方針

オーストラリアの移民・難民に対する定住支援策は、約5,000名のスタッフを有する DIMIA が主体となり行われている。定住支援の基本方針は、移民政策として1947年に導入された同化政策、1960年代半ばから1970年代半ばまで導入された統合政策、1970年代末に導入された多文化主義政策に基づいている。

1960年代半ばから1970年代半ばまで導入された統合政策において、移民の多様なニーズに対応するため、定住支援にコミュニティを活用するという必要性が高まった。この背景には、多様な国からオーストラリアに定住する移民が、文化・語学等の違いから定住にあたって困難な問題に直面するという現実問題があったことから、同国人コミュニティを活かしてオーストラリアに定住させようとしたことがある。

しかし、実際にコミュニティが定住支援の中心となったのは、多文化主義政策が導入されて以降のことである。1975年のインドシナ難民の受入れに伴い、東南アジア地域出身者の人口が増加し、人種・文化・言語が多様化したところ、コミュニティの数・影響力が高まってきたことに多文化主義政策導入の背景がある。多文化主義政策導入により、人種・文化・言語がさらに多様化し現在にいたっている。

4．難民受入政策の特徴

オーストラリアの難民受入政策の特徴は、第一に、移民受入政策の土台の上に難民受入れを行っており、草の根レベルまで定住支援システムが整っていることである。近年、1万2,000人以上を人道プログラムにより受け入れているが、大枠としての多文化主義、人道主義に基づく施策が、国民の支持を得て進められている。

第二に、定住支援に同国人コミュニティが積極的に関わっている。各国・地域出身者の国内コミュニティの規模が大きく、組織化されていること、また、行政がこれらコミュニティの活動を積極的に支援し活用している。

第三に、5,000名の職員を擁する DIMIA が、認定・受入れ及び国内定住支援双方の主管省となっており、整合性のある難民政策が強力に実施されている点が挙げられる。

．庇護制度

1．概要

オーストラリアには、前述した通り、オフショア (off-shore) (国外からの受入れ) 及びオンショア (on-shore) (庇護申請の審査の結果、保護査証を付与することによる受入れ) の二種類あり、近年は両プログラム併せて毎年 1 万 2,000 人以上を受け入れている。実際の受入数は、オフショア及びオンショアの両カテゴリーで融通が可能で、たとえば、オフショアの受入数が予定数に満たない場合は、オンショアに受入数を増やす場合もある。また、前年の未充足分を翌年度に繰越すことも可能である。

2．オフショアプログラム

(1) 種類

オフショアプログラムは、難民カテゴリー、特別人道プログラム (Special Humanitarian Program) 及び二次移動カテゴリー (Secondary Movement Category) の三つのカテゴリーがある。難民カテゴリーは、さらに、難民、国内特別人道プログラム (In-country Special Humanitarian Program)、緊急救助 (Emergency Rescue)、危機的状況にある女性 (Woman at Risk) の四つのカテゴリーに分けられる。また、二次移動カテゴリーは、オフショア入国 (Offshore Entry) 及びリロケーション (Relocation) の二つのカテゴリーに分けられる。

(2) 受入枠及び地域の決定

受入地域は、UNHCR との協議により決定される。受入数は、世界的な第三国定住ニーズに関する UNHCR の評価、オーストラリアの個人・団体の意見及びオーストラリアの受入能力に基づき決定される。

前述したとおり、1980 年代にはアジア・中東、1990 年代には旧ユーゴを中心に、近年は、アフリカからの受入れが大幅に増大傾向にある。

(3) 受入基準

難民カテゴリー、特別人道プログラム及び二次移動カテゴリーの受入基準は以下の通り。

(イ) 難民カテゴリー

迫害を受けており、かつ、第三国定住の必要性が高い者が対象である。難民カテゴリーは、さらに以下の四つのカテゴリーに分けられる。

a . 難民

母国の外にいる。

母国において迫害がある。

再定住の必要がある。

b . 国内特別人道プログラム

母国において難民のような状況にある。

再定住の必要がある。

c . 緊急救助

緊急かつ強制的に保護する必要がある。

オーストラリアへの定住が適当な解決方法である。

d . 危機的状況にある女性

母国の外にいる。

母国において迫害がある。

UNHCR が関心を有する者 (of concern) として登録している。

男性の親族による保護がない。

女性であるがため、犠牲、性的いやがらせまたは虐待の危険がある。

(ロ) 特別人道プログラム

オーストラリア市民である親族等の働きかけにより、1981 年に導入されたカテゴリーで、難民カテゴリーには該当しないが、以下の理由により保護が必要な者を対象としている。

母国における重大な人権侵害のため、実態的差別がある。

母国の外にいる。

オーストラリアに支援を期待できるプロポーザー¹を有する。

なお、申請者は所定の様式及びオーストラリアにおけるプロポーザーによって記入された所定の様式を提出しなければならない。また、プロポーザーは、入国直後の住居の提供、航空運賃の負担及び定住支援を行うことに同意していなければならない。

(ハ) 二次移動カテゴリー

難民の不法入国を予防する目的で 2001 年に導入されたカテゴリーである。難民または重大な人権侵害を受けている者で、一次庇護国から自分の選択した国に移動した者を対象としている。

二次移動カテゴリーは、さらにオフショア入国及びリロケーションに分けられるが、オフショア入国は不法入国者を対象としており、リロケーションはオーストラリア国外にいる者を対象としている。受入基準は、以下の通りで両カテゴリーとも同様。

迫害がある

実態的差別がある。

迫害を受けた女性。

UNHCR が関心を有する者 (of concern) として登録している。

(4) 受入手続 (例：ニューサウスウェールズ州におけるアフリカからの難民等の受入れ)

調査団が訪問したニューサウスウェールズ州へのアフリカからのオーストラリア入国までの手続は以下の通り。

¹ オーストラリア国民、18 歳以上の永住者、資格を有するニュージーランド国民、オーストラリアに本拠をおく組織。プロポーザーには、新規に到着した者に、住居を提供し、適応支援ができること、原則として健康診断及び渡航費用を支弁することが求められる。

UNHCR からの照会、またはケニアのナイロビ²及びエジプトのカイロ³において申請受付。

ニューサウスウェールズ州の DIMIA による申請者から提出された申請書及び関係書類の受取り。

なお、2004 年 9 月 1 日からは、ニューサウスウェールズ州の DIMIA に直接申請することになり、申請書及び関係書類は郵送またはクーリエにて受け付けられることとなった。

DIMIA のケースマネージャー (Case manager) が受入基準等を勘案の上で検討。

DIMIA から面接のための調査団派遣。

申請者に検討結果の通知。

受入れが決定した場合

事前の健康診断。

渡航前の社会適応オリエンテーション。

国際移住機関 (IOM) による渡航手配。

3 . オンショアプログラム

(1) 種類

オンショアプログラムは、難民条約上の締約国の義務に基づく受入れによるものであり、すでに何らかの方法でオーストラリア国内に入国した者に対して適用される。

オンショアプログラムによって付与される査証には、永久保護 (Permanent protection) 査証及び一時保護 (Temporary protection) 査証の二種類があり、すでにオーストラリアに入国しており、オーストラリアの庇護を希望する者は、同査証取得申請を行うことになる。

(イ) 永久保護査証

永久保護査証取得者は、永住権が付与されるほか、後述「 . 人道プログラムによって受け入れられた者に対する定住支援」の定住支援をすべて享受することができる。

(ロ) 一時保護査証

一時保護査証は、不法入国及び文書偽造を予防する観点から 1999 年に導入された査証である。同査証取得者は、永久保護査証取得者と異なり、オーストラリアへの再入国の保障がない、家族呼寄せのスポンサーになることができない、社会福祉・定住支援サービスの利用に制限がある、30 ヶ月後に査証の更新審査がある。なお、30 ヶ月後の更新審査の際、申請者に永久保護査証が付与される場合もある。

² ナイロビにおける申請者は、一般的にケニア及びウガンダにおける難民キャンプに居住している者が多い。申請者のほとんどはスーダン難民。エチオピア、ウガンダ、ソマリア及びコンゴ難民も見受けられる。

³ カイロにおける申請者は、一般的にカイロ都市部に居住している者が多い。申請者のほとんどはスーダン難民、エチオピア難民及びエリトリア難民。

(2) 審査手続

永久保護査証申請者及び一時保護査証申請者とも、以下の手続により審査される。

(イ) 申請

申請は、DIMIA に行く。不法及び適当な書類を持たずに申請した者は収容される。

申請書は、難民の地位及び保護査証に関係する法律、政策及び手続に関する研修を受けた DIMIA のケースマネージャーに付託される。

なお、ニューサウスウェールズ州の DIMIA が、申請の約 50% を処理している。

(ロ) 一次審査

ケースマネージャーは、難民条約の難民の定義、国内法上の要件及び査証申請者の出身国情報⁴に基づき、オーストラリアにおける保護が必要か否かの書面審査を行う。申請者からのさらなる情報が必要な場合、ケースマネージャーは、申請者と（通訳が必要な場合は通訳付きで）面接（interview）を行うか、書面による情報提供を求める。

審査にかかる所要期間は、6 ヶ月から 12 ヶ月。

(ハ) 異議審査

一次審査において、保護査証付与却下の決定を受けた者は、決定の通知から 28 日以内に、難民再審査審判所（Refugee Review Tribunal（RRT））または行政異議審査審判所（Administrative Appeals Tribunal（AAT））に異議の申立てを行うことができる。両審判所は、以下に述べるそれぞれの役割に応じて、一次審査に対する異議審査を行う。なお、移民大臣は、保護査証を付与することが国民の利益になると信ずると判断した場合、その裁量により、保護査証を付与する権限を有している。

a . 難民再審査審判所

難民再審査審判所は、政府からは独立した準司法機関である。同審判所は、人物上の要件に関する判断を除き、一次審査の決定の可否を審査する。

b . 行政異議審査審判所

行政異議審査審判所も、政府からは独立した準司法機関である。同審判所は、一次審査で人物上の要件（難民条約第 1 条 F 項、第 32 条及び 33 条（2））を理由として、保護査証付与が認められなかった場合、その可否を審査する。

(ニ) 司法審査

異議審査において、保護査証付与却下の決定を受けた者は、決定の通知から 28

⁴ 出身国情報は、DIMIA 出身国情報サービス（DIMIA s Country Information Services）に照会される。同サービスは、国際機関、人権団体、大使館、研究論文、外国政府及び海外メディアによる国別情報を収集する専門部署である。

日以内に連邦裁判所（Federal Court）または最高裁判所（High Court）に司法審査申請を行うことができる。裁判所は、審判所の審査に関して法の適用に誤りがあったか否かを判断する。

【表 4 2002/03 年度の申請及び処理数】

一次審査	
申請数	4,885 件
処理数	7,644 件
許可数	339 件
異議審査	
申請数	6,687 件
処理数	7,700 件
DIMIA への差戻数	494 件

(出典：DIMIA, Refugee and Humanitarian Issues Australia's Response, 2003)

． 庇護申請者に対する支援

1 ． 概要

オーストラリアにおける庇護申請者に対する支援プログラムには、庇護申請者支援スキーム (Asylum Seeker Assistance Scheme (ASAS)) と称する DIMIA による支援プログラム、移民アドバイス・申請支援スキーム (Immigration Advice and Application Assistance Scheme (IAAAS)) と称する DIMIA による支援プログラム及び庇護申請者センター (Asylum Seekers Centre (ASC)) と称する NGO による支援センターにおけるプログラムがある。

近年、オーストラリアに庇護を求めて不法入国する者が急増し、国境警備を強化する必要性が高まったことから 2001 年 10 月に移民改正法が制定された。以降、庇護申請者が急減し申請者に対する支援も限定的となっており、政府予算は縮小傾向にある。

(1) 庇護申請者支援スキーム (Asylum Seeker Assistance Scheme (ASAS))

庇護申請者支援スキーム (以下、ASAS) は、DIMIA による申請者に対する支援プログラムであり、今年で 11 年目を迎える。DIMIA がオーストラリア赤十字社 (Australian Red Cross) (以下、赤十字社) に委託している。

支援の目的は、財政面・健康面において庇護申請者の最低限の生活を確保することであり、支援内容は、主に、財政支援 (Income Support)、医療支援 (General Health Care)、その他の三つに分けられる。

ASAS の 2002 年度予算は 960 万豪ドル (約 7 億 6,800 万円)⁵であったが、赤十字社の職員によると 2003 年度予算は 400 万豪ドル (約 3 億 2,000 万円)まで縮小したとのことである。

調査団が、赤十字社から聴取した課題・問題点として、フルタイムのスタッフが少ない⁶ことによる人手不足、身寄りのない者やホームレスに対する支援の拡大、DIMIA の政策転換等による支援契約の変更があげられた。

【表 5 A S A S実績】

	2001 年	2002 年	2003 年
A S A S利用者 (人)	2,817 人	1,865 人	未発表
予算 (豪ドル)	1,200 万豪ドル	960 万豪ドル	400 万豪ドル
予算 (円)	約 9 億 6,000 万円	約 7 億 6,800 万円	約 3 億 2,000 万円

(出典 : DIMIA 配布資料統計及び赤十字社配布資料統計)

(2) 移民アドバイス・申請支援スキーム (Immigration Advice and Application Assistance Scheme (IAAAS))

移民アドバイス・申請支援スキームは、DIMIA が運営する支援プログラムで、

⁵ 1 豪ドル = 80 円で計算。以下、同様。

⁶ 赤十字社は国と各州にそれぞれ組織が分かれており、総スタッフ数はフルタイムに換算 (50% の兼任であれば 0.5 名で計算) してもおよそ 10 名である。スタッフ 1 名あたり常時約 30 人を担当している。

庇護申請者は申請若しくは異議審請に関して DIMIA に登録されているサービスプロバイダーからアドバイスを受けることができる。2002 年度予算は 130 万豪ドル（約 1 億 400 万円）である。

(3) 庇護申請者センター (Asylum Seekers Centre (ASC))

庇護申請者センター（以下、ASC）は、政府からの資金提供を受けていない NGO が 1993 年に設立した。ボランティアを中心としたソーシャルワーカーが申請者を支援している。ASC から様々なサービスに直接アクセスできる体制 (One Stop Service) を目指している。支援内容は、主に 英語教育、法律相談、就職のためのスキルアップ、医療、日常生活教育の五つである。

同センターは、慈善基金や教会からの支援ならびに寄付によって運営されており、2000 年度の予算は約 14 万豪ドル（約 1,120 万円）である。

2. 支援内容

(1) 住居

庇護申請者対象の受入施設及び居住施設はなく、申請者は独自または NGO またはコミュニティの協力をへて住居を探す必要がある。住居費等は、以下に述べる財政支援によりまかなわれる。

(2) 財政支援

ASAS に基づき行われている。前述の通り、DIMIA は ASAS を赤十字社に委託しているが、財政支援の最終的な決定は DIMIA が行っている。

支援対象者は、オーストラリアに入国し庇護申請後、一次審査において結果を 6 ヶ月以上待っており、かつ他に財政支援をうける手立てがない者である。ただし、経済的な苦境に立たされている者（資産 3,000 豪ドル（約 24 万円）相当以下が目安）、18 歳未満の者、老人（男性 65 歳以上、女性 62 歳以上）、18 歳未満の子を持つ親、同居人の介護が必要なため、働くことができない者、迫害によって受けたトラウマ等で働くことができない者、妊娠していて、支援を受けなければ本人若しくは胎児に危険が及ぶ者、オーストラリアもしくはニュージーランド市民（含む永住者）の配偶者や被扶養者で、本人と扶養者の合計収入が ASAS プログラムの支援基準を下回っている場合、真にやむをえない理由により経済的困窮に追い込まれている場合は支援の対象となることがある。なお、異議審査に移行した場合でも、 から に該当する場合に特例として支援が行われる場合がある。

支援金額は、表 6 の計算書に基づいて算出され、2 週間毎に赤十字社が直接給付を行う。なお、他に収入を得ている場合は、本来の給付額から減額される。

【表6 支給金額計算書】

ATTACHMENT L
(EVERY)
CALCULATION TABLE FOR FORTNIGHTLY ASAS PAYMENT
Figures based on Centrelink indexation of 1 July 2004

FAMILY COMPOSITION	ASAS MAX \$	NO RENT	SHOW CALCULATIONS
Single, under 21 years - independent	\$ 368.00	\$ 283.00	\$ _____
Single, 21 years & over - independent	\$ 431.00	\$ 346.00	\$ _____
Single, under 21 years - sharer	\$ 340.00	\$ 276.00	\$ _____
Single, 21 years & over - sharer	\$ 403.00	\$ 346.00	\$ _____
Single, under 21 with dependents	\$ 471.00	\$ 371.00	\$ _____
Single, 21 years & over with dependents	\$ 474.00	\$ 374.00	\$ _____
Couple both under 21	\$ 647.00	\$ 567.00	\$ _____
Couple both over 21	\$ 705.00	\$ 625.00	\$ _____
Couple (one under 21 & one over 21) No dependents	\$ 676.00	\$ 596.00	\$ _____
Couple (one under 21 & one over 21) With dependents	\$ 724.00	\$ 624.00	\$ _____
Couple under 21 with dependents	\$ 722.00	\$ 622.00	\$ _____
Couple both 21 & over with dependents	\$ 725.00	\$ 625.00	\$ _____
DEPENDENTS RATES			
For Single Parent Families only - if youngest child is under 16 Add one payment only of:	\$ 102.00	\$ _____	
Single/Couple with more than 2 children under 16, add one payment of	\$ 13.00	\$ _____	
Single/Couple with 4 or more children under 16 add payment for 4 th & each subsequent child	\$ 8.00	\$ _____	
For each child 0 to 12	\$ 119.00	\$ _____	
For each child 13 to 15	\$ 151.00	\$ _____	
For each dependant 16 to 17	\$ 155.00	\$ _____	
For each dependant 18 to 20	\$ 187.00	\$ _____	
For each dependant non student 21 & above	\$ 346.00	\$ _____	
File No:	Sub-Total	\$	
Client's Name:	EAS Deduction	\$	
Caseworker:	Other	\$	
Date:	TOTAL	\$	

Rates\Asas calculation table 2004-2005 29/06/2004

(3) 語学教育

ASCのようにNGOが独自予算により、語学教育を行っている模様であったが、詳細については調査するにいたらなかった。

(4) 就職及び職業訓練

保護査証申請前の12ヵ月間、オーストラリア滞在期間が45日以内の庇護申請

者は、制限なしの就労許可査証 (bridging visa) を取得することが可能である。他方、原則として、45 日以上滞在した者には、就労許可査証は付与されないが、一次審査で 6 ヶ月以上審査結果が出ていない者は就労許可査証を申請することが可能である。

ASC では、就職のためのスキルアップ講座が開講されているとのことであったが、詳細については調査するにいたらなかった。

(5) 医療

ASAS により、一般医療・処方箋といった基本医療を補填される。支援の範囲を超えている場合は、赤十字社等が、利率の低い立替サービスを行っているプロバイダーの紹介も行っている。また、ASC でも一般的な医療相談に応じている。

(6) その他

ASAS により 拷問・トラウマのカウンセリングに対する優先的アクセス、 カウンセリング機関への資金提供、 電話通訳サービス、 育児支援、等が行われ、また、ASC では、 法律相談、 日常生活教育、等の支援が行われている。

・人道プログラムによって受け入れられた者に対する定住支援

1. 概要

(1) 定住地

人道プログラムによって受け入れられた者は、一般的に都市部に定住する傾向がある。表7の通り、シドニー、メルボルンのような大都市が存在する州に定住者が多い。この理由としては、大都市のほうが就職を見つけやすい、様々なサービスを受けやすい等の理由がある。政府は地方に分散させたい意向があるようであるが、成功していない模様である。

【表7 人道プログラムによって受け入れられた者の定住地(州別)(2002/03年度)】

州	人数	%
ニューサウスウェールズ州	3,602人	36%
ビクトリア州	2,911人	29%
西オーストラリア州	1,115人	11%
クイーンズランド州	972人	10%
南オーストラリア州	855人	9%
タスマニア州	399人	4%
ノーザンテリトリー州	99人	1%
オーストラリア連邦首都特別区	88人	0.9%

(出典: DIMIA, Refugee and Humanitarian Issues Australia's Response)

(2) 定住者が抱える主な問題

人道プログラムによって受け入れられた者は、様々な問題を抱えている場合が多い。これらの者が抱える問題としては以下のものがある。

難民キャンプで長期間過ごしたため教育を受けていない。

英語のみならず母国語の識字率も低い。このため、行政手続等に関しては、口頭でのコミュニケーションを望む。

トラウマを抱えていたり病弱である。

就職していなかった期間が長いとか就職した経験がなく、オーストラリアで就職する資格に欠ける。

かつては単純労働がたくさんあったが、現在は仕事にコミュニケーション能力が要求されるようになり、定住者の就職が困難になった。

家族問題を抱えている。

自身の文化を尊重する場合があります、オーストラリア文化になじむことができない。

(3) 定住者に対する支援

人道プログラムによって受け入れられた者が受けることができる定住支援には以下のものがある。

(イ) 初動定住支援

a . 統合人道定住計画(Integrated Humanitarian Settlement Strategy(IHSS))

(ロ) 中・長期的定住支援

a . 成人英語移住プログラム(Adult English Migrant Program(AMEP))

b . 就職支援

c . 通訳・翻訳サービス(Translating and Interpreting Services(TIS))

d . 情報提供等(移住リソースセンター(Migrant Resource Centres(MRCs)), 移住サービス機関(Migrant Service Agencies(MSAs)), コミュニティ定住サービススキーム(Community Settlement Services Scheme(CSSS))

e . 財政支援(Income Support)

2 . 支援内容

(1) 初動定住支援(統合人道定住計画(Integrated Humanitarian Settlement Strategy(IHSS)))

(イ) 概要

人道プログラムによって受け入れられた者は、統合人道定住計画(以下、IHSS)と称する政府主導の定住支援を受けることができる。IHSSは、定住するために必要な情報、サービスにアクセスすることを目的に設置されたプログラムで、空港への出迎え及び社会保障サービスを提供しているセンターリンク(Centrelink)への登録支援等を行う、初期情報・オリエンテーション支援(Initial Information and Orientation Assistance(IIOA)), 住居支援(Accommodation Support(AS)), 生活に必要な物資の支援を行う世帯構成支援(Household Formation Support(HFS)), 精神疾患及びトラウマにかかっている者に対する支援を行う初期健康評価・介入支援(Early Health Assessment and Intervention Assistance(EHA)), 人道プログラムによって受け入れられた者の呼び寄せ家族・親族・団体等に対する支援を行うプロポーザースタッフ支援(Proposer Support(PS)), 難民コミュニティ支援(Community Support for Refugees(CSR)), IHSSの実施団体に対するトレーニングを行うサービス支援(Service Support)の七種類から成っている。

a . 支援対象者

支援対象者は永久保護査証を有する者である。

b . 支援期間

IHSSは、通常6ヵ月間の支援プログラムであるが、特別なニーズを有する弱者に関しては延長されることがある。初期健康評価・介入支援に関しては1年間の支援となっている。

c . 実施機関

実施団体は DIMIA と契約する NGO、コミュニティ団体、民間企業である。

IHSS 導入以前、DIMIA は NGO、コミュニティ団体等に資金援助を行っていたが、よりプロフェッショナルな支援を提供するため、現在は、専門機関と契約を締結して支援を実施する方針に切り替えている。

d . 予算措置

予算は DIMIA が措置している。

e . 実施実績

IHSS は 1997 年に開始された新しいプログラムであるが、対象者は近年増加している。

【表 8 IHSS により支援された者（全般）】

	2001 / 02 年度	2002 / 03 年度	2003 / 04 年度
難民	3,154	3,909	3,141
特別人道	2,684	5,679	7,241
国内保護	2,047	453	46
合計	7,885	10,041	10,401

(出典 : DIMIA, Australia's Support for Humanitarian Entrants, 2004)

【表 9 IHSS により支援された者（州別）】

州	難民		特別人道		国内保護		合計	
	02/03 年度	03/04 年度	02/03 年度	03/04 年度	02/03 年度	03/04 年度	02/03 年度	03/04 年度
ニューサウスウェールズ州	1,031	651	2,437	2,563	143	21	3,611	3,235
ビクトリア州	719	552	2,058	2,641	134	6	2,911	3,199
クイーンズランド州	582	507	380	574	10	8	972	1,089
南オーストラリア州	493	492	280	495	82	9	855	996
西オーストラリア州	609	536	428	685	78	2	1,115	1,223
タスマニア州	354	296	44	150	1	0	399	446
ノーザンテリトリー	79	87	20	39	0	0	99	126
オーストラリア連邦首都特別区	42	20	32	67	5	0	79	87
全体	3,909	3,909	5,679	7,214	453	46	10,041	10,401

(出典 : DIMIA, Australia's Support for Humanitarian Entrants, 2004)

(ロ) 個々の支援プログラム

a . 住居支援 (Accommodation Support (AS))

住居支援は、到着時の一時滞在施設 (On Arrival Accommodation (OAA)) の提供及び長期的な住居支援プログラムである。DIMIA は、1 棟借り上げ形式ではなくアパートの 1 フラットを借り上げる形式をとっている。

調査団が訪問したシドニー近郊のオーバーン (Auburn) の一時滞在施設に

は、1フラットに2ベッドルーム（1部屋約6畳）居間（約10畳）台所、トイレ、シャワー室が備えられていた。到着時には食料も支給される。

同フラットには、原則として4週間住むことができ、定住に向けた住居探しが行われていく。1フラット1家族を原則としており、1フラットの定員は8人程度。オーストラリア全土のフラット数は不明であるが、シドニー近郊には52フラットある。同フラットの管理は、DIMIAと契約している地元の不動産屋が行っている。



一時滞在施設（Auburn）



居間



居室



台所



シャワー室

長期的住居に関しては、家族構成・地域等の事情により比較的簡単に見つかるか否かがわかれているが、大家族の場合、大家族用の住居を見つけるのが困難な模様。

住居支援に付随するプログラムとして、世帯家族構成支援（Household Formation Support（以下、HFS））と称する生活に必要な家財道具を支給するプログラムがある。調査団は、DIMIA と契約を締結しプログラムを実施している St Vincent de Paul Society の担当者と面談したところ、結果は以下の通り。

St Vincent de Paul Society について

St Vincent de Paul は教会（カトリック）をベースとした団体であり、全世界に支部を有する。St Vincent de Paul Australia は、19 世紀半から活動を開始しており、貧困者救済を目的に活動を行っている。

HFS に関しては、DIMIA と契約を結び、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州で活動を行っている。

DIMIA との契約

DIMIA とは 5 年間で 1,200 万豪ドル（約 9 億 6,000 万円）、1 家族につき 3,600 豪ドル（約 28 万 8,000 円）の契約（人件費等の管理費込み）を結んでいる。以前は金額が少なく寄付が必要であったが、現在は同額で十分に対応できている。

支援内容

支給物は、寝具（ベッド、マット、リネン）、家具（ソファ等）、掃除用具（掃除機、ほうき、モップ等）、電化製品（テレビ、ビデオ、カセットデッキ、洗濯機、冷蔵庫、トースター、扇風機、ヒーター）、台所用品（食器類）、日用品（アイロン・アイロン台、やかん、洋服、時計等）であるが、電化製品に関しては、中古品を支給してはならないことになっている。

支援は、初期情報・オリエンテーション支援の実施団体、呼び寄せ人、コミュニティ団体からの推薦によるものであるが、支援物はプロジェクトオフィサーによるニーズ評価によって決定する。ニーズ評価は、家族構成・すでに所有している物・どのような物を支給すると効果的と思われるか等を勘案して行われている。

支給物は配達されるが、支給物の設置に関しては、ボランティアの援助も受けられることができる。なお、St Vincent de Paul Australia には、現在、40 名のボランティアがいる。

問題点

言葉の問題、コミュニケーションの問題等がある。

b . 初期健康評価・介入支援 (Early Health Assessment and Intervention Assistance (EHAI))

初期健康評価・介入支援 (以下、EHAI) は、身体的・心理的問題を抱えている者を支援するためのプログラムである。調査団は、DIMIA と契約を締結しプログラムを実施している拷問・トラウマを有する者に対する治療・リハビリテーションサービス (Service for the Treatment and Rehabilitation of Torture and Trauma Survivors (以下、STARTTS)) の担当者と面談したところ、結果は以下の通り。

STARTTS について

STARTTS は 1998 年に設立されたニューサウスウェールズ州政府機関である。人道プログラムによってオーストラリアに受け入れられた者のうち 40% はニューサウスウェールズ州に定住していると言われているが、うち 60% が何らかの拷問を受けた経験を有していると言われている。STARTTS は、これらの者に対して、DIMIA と契約し早期介入プログラム (Early Intervention Program (EIP)) と称するオーストラリア到着後のメンタルチェックと管理を行っている。

早期介入プログラムについて

早期介入プログラム (以下、EIP) の最大の特徴は、他の IHSS と異なり入国後 1 年間のプログラムであること及び一時保護査証取得者も対象に含まれることである。

シドニーには様々なバックグラウンドを有する専門的なカウンセラーが 13 名いる。通訳が必要な場合は、医療問題に精通した通訳も配置している。

患者は、様々な国から異なる人種・宗教・文化を有している者であり、かつ継続的なトラウマを持っている者のため、異なる症状 (無気力、苦痛感、不眠、生き残ったことに対する罪悪感、自尊心の欠落等) が見られる。個人のカウンセリングには不慣れな者も多い。こうした状況に対応するため、EIP では、患者のニーズを包括的に評価し、短期かつ様々な手法を使用したカウンセリングを行っている。

以下は EIP におけるカウンセリングで注意する点の一例である。

例 1) 安全な治療環境の提供

積極的な治療

患者の異なるバックグラウンドの把握

通訳者を介することの影響

例 2) マルチモデルアプローチ

苦痛及び混乱の原因となる問題の把握

感受性の把握とトラウマを公にすることに対する影響

長期的カウンセリングの利用

c .初期情報・オリエンテーション支援(Initial Information and Orientation Assistance (IIOA))

初期情報・オリエンテーション支援(以下、IIOA)は、収入、医療、教育、雇用等、定住に必要な情報を提供するプログラムである。調査団は、DIMIAと契約を締結してプログラムを実施している ANGLICARE の担当者と面談したところ、結果は以下の通り。

ANGLICARE について

ANGLICARE は教会(クリスチャン)をベースとした団体である。危機的状況にある家庭への緊急支援、特別なニーズを有する子どもに対する里親、障害を持つ子どもや若者に対するカウンセリング及び支援、老人ホーム及びコミュニティサービスを通じての老人ケア、低価格の衣服を提供する店舗の運営、病院・刑務所・障害者施設・少年更正施設等における礼拝等の活動を行っている。

移民省との契約

ANGLICARE は、IIOA、住居支援、プロポーザー支援に関して、DIMIA と5年間で約 390 万豪ドル(約 3 億 1,200 万円)の契約をしている。資金は小額が前もって支払われ、残金は3ヵ月毎に提出する領収書に基づき支払われる。

IIOA について

ANGLICARE は入国者に対する情報提供、ニーズ評価、他機関への紹介・調整、呼び寄せ人・団体に対する支援を行っている。

IIOA のプログラムの流れは以下の通り。

即時：語学教育に関する情報資料の準備

空港への出迎え

医療及び衣服等に関するニーズチェック

一時滞在施設への交通手段の提供

第1週：ニーズ評価

センターリンク、医療機関への登録

銀行口座の開設

住宅省(Department of Housing)への登録

長期的に居住する住居の登録と支援

1ヵ月後：語学教室入学手配

子どもの学校への入学手配

医療機関(メンタルヘルスを含む)及び他の専門家の紹介

コミュニティグループ・団体の紹介

長期的に居住する住居の決定

IIOA においては、ケースマネージャーが1家族1名つく。ANGLICARE にはケースマネージャーが10名(常勤・非常勤)あり、多言語での対応も可

能である。

d . プロポーザー支援 (Propose Support (PS))

プロポーザー支援は、人道プログラムにより受け入れられた者の呼び寄せ人に対する支援プログラムである。

e . 難民コミュニティ支援 (Community Support for Refugees (CSR))

難民コミュニティ支援は、人道プログラムより受け入れられた者に対する支援を行っているボランティアグループに対する支援プログラムである。

f . サービス支援 (Service Support)

サービス支援プログラムを実施している団体は、IHSS の他のプログラムを実施している団体に対する支援やトレーニングを行っている。また、サービス支援プログラムを実施している団体は、難民コミュニティ支援グループのリクルート、調整、登録、支援、トレーニングも行っている。

(2) 中・長期的支援

(イ) 財政支援 (Income Support)

財政支援は人道プログラムによって受け入れられた者だけではなく、国民や移住者をも対象としたプログラムである。同プログラムの実施団体はセンターリンク (Centrelink) と称するオーストラリア全土に 1,000 ヶ所以上の事務所・連絡所、職員 2 万 5,000 名を有する政府機関である。

財政支援の予算は、家族・コミュニティサービス省 (Department of Family and Community Services) が措置している。

a . 人道プログラムによって受け入れられた者に対する支給実績

これまで 4 万 2,000 人以上の者が財政支援を受けている。

主な支給実績は、失業手当 (Newstart) が財政支援受給者の 21%、家族手当 (Family Tax Benefit) が受給者の 21%、若者手当 (Youth Allowance) が受給者の 14%、老人手当 (AGE) が受給者の 12% となっている。受給者の主な国籍は、スーダン、イラク、アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エチオピア、イランである。なお、一時保護査証取得者も、生計が十分にたてられない者に対して支給される特別手当 (Special Benefit) 及び子どもがいる家族でかつ低所得者でありかつ支援の必要性が高い者に支給される家族手当 (Family Payments) の受給資格は有する。

支給額は、原則として失業手当 (受給条件 : 21 歳以上 65 歳以下、雇用されていないこと、収入・資産条件を満たしていること等) に関しては 2 週間で 380.10 豪ドル (約 3 万 408 円) (単身者、子どもなしの場合)、若者手当 (受給条件 : 16 歳から 24 歳までのフルタイムの学生、フルタイムの仕事を探している 16 歳から 20 歳までの者、25 歳になる以前に若者手当を受給しており、継続してフルタイムの学生を継続する者) に関しては 2 週間で 310.10 豪ドル (約 2 万 4,808 円)、老人手当 (受給条件 : 男性 65 歳以上、女性は生まれた

年により 60 歳から 65 歳以上と異なる)は 2 週間で 440.30 豪ドル(約 3 万 5,224 円)であるが、実際の支給額はセンターリンクが決定する。

人道プログラムによって受け入れられた者は、オーストラリア入国後すぐに財政支援の申請を行うことができる。IHSS のサービスプロバイダーを通じて申請する機会が多い模様。センターリンクでは、通訳も用意し多言語で対応できるようにしている。

(ロ) 語学教育

a . 概要

語学教育プログラムは、成人英語移住プログラム (Adult English Migrant Program (以下、AMEP)) と称される。AMEP は、言語の機能を重視したプログラムで、人道プログラムによって受け入れられた者のみならず、移住者をも対象にした 100% 政府資金による英語教育プログラムである。AMEP は、新たにオーストラリアに到着した者の英語のスキルアップとオーストラリア社会に定着・就職していくためのスキルを身につけることを目的としている。

DIMIA によれば、2002 / 03 年度、3 万 2,000 人以上が同プログラムによる支援を受けている。なお、DIMIA は、2002 / 03 年度、660 万授業時間に対して 9,650 万豪ドル(約 7 億 7,200 万円)を予算措置した。

AMEP のカリキュラムは政府によって決められているが、同カリキュラムはアウトラインに過ぎず、各州で地域に適した教育が行われている。各教育機関には、政府のカリキュラムに熟知した者が配置され、実際に教育を行う講師に助言を行っている。

AMEP の授業時間数は原則 510 時間であるが、人道プログラムによって受け入れられた者で、特別に支援が必要とみなされる者は 100 時間の追加授業を受講することができる。なお、通常の授業のほかにも、通信教育、テレホンレッスン (Telephone lesson) 等の遠隔地教育が行われている。また、ホームチューター制を導入しており、1 対 1 で教師が生徒をサポートしている。

b . 内容

AMEP は、DIMIA と契約を締結している団体が実施している。第一回調査団は、DIMIA と契約を結んで AMEP を実施しているオーストラリア語学センター (Australian Centre for Languages (ACL)) オーバーン校を訪問し、また、追加調査団は、マッコリーコミュニティ大学 (Macquarie Community College) を訪問したところ、結果は以下の通り。

オーストラリア語学センターオーバーン校

オーストラリア語学センターについて

オーストラリア語学センター (以下、ACL) は、1987 年に設立されたオーストラリア全土に教室を有する民間の英語教育機関である。オーストラリア全土での生徒数は約 7,500 人。

DIMIA とは 1998 年に初めて AMEP の契約をし、以降、5 万人以上が ACL による教育を受けている。



ACL オーバーン校

教師及び生徒数

ACL オーバーン校には、常勤・非常勤合わせて 25 名の教師及び 400 人の生徒がいる。生徒のうち 50 人～60 人が人道プログラムによって受け入れられた者である。人道プログラムによって受け入れられた者の中には、20 歳～50 歳までの受講者があり、イラク、スーダン出身者が多数を占めている。

クラス分け

クラスはレベル 1 からレベル 3 までに分かれており、レベル 3 がもっともレベルの高いクラスである。クラス分けは、英語力テストの結果を見て判断する。後述する通り、授業はタームに分かれており、1 ターム終了後、新たにテストを行いレベルの判断を行うが、その際は、受講者からのアンケートも勘案される。

授業

授業は 1 週間 20 時間で、いくつかのターム（例：1 ターム 10 週 200 時間、1 ターム 12 週 240 時間等）が設けられている。また、ターム別に夕方の授業（例：1 週間に 9 時間）も設けられている。

調査団が視察したレベル 2 のクラスは、ある絵を見て、絵の中の人物が何をしているか等、教師が質問しそれに対して回答するという授業、ロールプレイの授業が行われていた。14 人（男 3 人、女 11 人）の受講者があり、出身国はスーダン、イラク、レバノン、中国、マレーシアであった。レベル 2 のクラスは基本的な読み、聞き及び日常会話能力は備えているという印象を受けた。

ACL によれば、授業に使用する教材は、様々な教材の中から教師自身が決めることになっており、特に指定の教材はないとの由。



コンピュータ室

問題点

受講者の中には家庭の事情（子どもがいる母親が子どもを預けることができず、自分自身で面倒をみななければならない場合もある）等により、すべての授業を受講することができず、望ましいレベルに達することができないことがある。しかし、この場合も ACL では、カウンセリングや情報提供は行うもののサポートは行っていない。ACL によれば、基本的には、個人の責任による英語力の向上を目指しているとの由。

マッコリーコミュニティ大学

マッコリーコミュニティ大学について

マッコリーコミュニティ大学は、シドニーから車で約1時間のブラックタウン（Blacktown）にあり、1930年代より英語教育に取り組んでいる、ニューサウスウェールズ州でもっとも古くもっとも大きな語学学校である。

教師及び生徒数

講師、学習評価担当職員、講師のアシスタント等。ブラックタウンには、アフリカ系の住民が多く居住しているところ、生徒にはアフリカ系（特にオーストラリア政府が人道プログラムによって、近年、受入れを重点的に行っているスーダン難民）が多い。

前述した通り、AMEP は、オーストラリア政府が決定したカリキュラムに従って、各州の各教育機関が具体的な教育内容を決定しており、定められたカリキュラムから大きくはずれないように、各講師にアドバイスをするカリキュラムアシスタントが1名配置されている。カリキュラムアシスタントは授業に参加し、教育内容に関するチェックを行う。なお、州のカリキュラムアシスタントが集まる会合が定期的に行われている。

クラス分け

学習進度にあわせて、大きく三つのクラスに分かれており、さらにレベル別（レベル1～3）に分けられる。

グループA 老人（学習進度：遅）

グループB 一般（学習進度：普）

グループC 若者（学習進度：速）

授業

レベル1（初級）：レベル1クラスは、生活に必要な英語を主に習得することを目的としている。調査団が視察したクラスは1日4時間週4日間開講されており、16人の生徒が学習していた。授業についていけない生徒のために講師をサポートする通訳兼アシスタント（バイリンガルアシスタント）も配置されていた。

レベル2（中級）：レベル2クラスは、仕事に必要な初歩的な英語を主に習得することを目的としている。

レベル3（上級）：レベル3クラスは、仕事に必要な実践的な英語を主に習得することを目的としている。

約20台のコンピュータがあるコンピュータ室も完備されており、コンピュータを使用した社会で役立つ英語学習が行われていた。なお、受講者はコンピュータを利用することが可能である。



コンピュータを使用した英語クラス



レベル1クラス

c. 実態・評価等

追加調査では、語学教育に関する専門家及び実施団体に英語学習の実態、評価等について意見を聴取したところ結果は以下の通り。

The University of New South Wales (Institute of Language)

面談者：

Pauline Taylor (Associate Director International Relations UNSW)

International)

Mark Gordon (Educational Marketing Manager)

Christine Wild (Head of Department English for Overseas Students
International English Projects)

実態・評価等：

- ・遠隔地教育は、コストがかかるわりに得られる効果が低い。教育には人が必要。
- ・遠隔地教育は、各地の教育機関を入札制度 (TENDER プログラム) により募集し教育を委嘱する。
- ・語学教育は社会教育の一環として行われるべきで、言語を社会から切り離して教えることはできない。
- ・難民に対する語学教育を行う際、特に精神的なケアが必要で、カウンセラーを配置することが重要である。
- ・ボランティアは教育者・支援者としての質の問題があり、教育を任せるとはできない。

The University of New South Wales (トムソン木下千尋研究室)

面談者：

トムソン木下千尋助教授

実態・評価等：

- ・英語習得には自律学習が重要である。

The University of New South Wales (学習センター)

面談者：

Dr Sue Starfield (Director, The Learning Centre)

実態・評価等：

- ・ニューサウスウェールズ州の 50%の人が家庭で英語を話していない。仮に話していたとしてもディナーテーブル英語である。日常会話に問題は無いが、大学教育程度では問題になる。

Blacktown Migrant Resource Centre

面談者：

Irene Ross (Manager)

Linda Zaki (Training Coordinator)

Marinella Belmonte-Byrne (Institute Multicultural Education
Coordinator) (TAFE NSW Western Sydney Institute)

実態・評価等：

- ・遠隔地教育はあまり効果が高くなく、学習環境の整備も難しい。遠隔地教育に効果がない理由としてクラスにおけるインターアクションがないことがあげられる。
- ・対面式の教育が重要である。
- ・機能シラバスによる語学学習は、日常生活に沿ったもので効果は高い。

The University of Melbourne

面談者：

Lesleyanne Hawthorne (Assoc. Professor / Assistant Dean (International))

実態・評価等：

- ・移民に対する語学教育については、教育カウンセラーをおくことが重要である。
- ・無償で与えられている 510 時間では十分ではなく、特に最初の何週間は精神的に学習できる状況にない。
- ・難民に対する語学教育では、国が行う包括的な教育システム、難民には女性が多いため、保育施設の充実、すべての難民に情報が行き届くようにする工夫、が大切なポイントとなる。

La Trobe University (Language Center)

面談者：

Usha Rao (Director)

Marc Brierty (Adult Migrant Program Co-ordinator)

実態・評価等：

- ・大学を、移民・難民教育の場とすることは、情報及び教材が豊富である、学生が多くいる、アクセスがよい、等の理由から非常によい。積極的に利用すべきである。
- ・難民には女性が多いため、子どもを預けられる施設が必要である。なお、難民女性にもっとも適した時間は 9 : 30 ~ 13 : 30 である。
- ・クラスは 18 人まで。6 人以下にならないようにすることが重要である。
- ・夜間のコースを開講していない。たとえ開講したとしても、学生はあまり集まらないだろうし、集まっても仕事等につかれて集中することもできない。

(八) 就職

a . 概要

就職支援は人道プログラムによって受け入れられた者のみならず、国民、移住者をも対象としている。しかし、政府は現在、以下に述べるとおり、人道プログラムによって受け入れられた者を対象とした就職支援のパイロットプロジェクトを実施している。

b . 就職支援の流れ

求職者はまずセンターリンクに就職登録をする必要がある。センターリンクは、就職紹介及びその支援を行う地域ジョブネットワークのメンバーの紹介及び就職活動に際に役立つ情報提供を行う。現在、ジョブネットワークはオーストラリア国内に 110 機関以上 1,100 カ所あり、そのうち 3 分の 1 がニューサウスウェールズ州にある。地域ジョブネットワークのメンバーの中には、たとえば、英語以外の言語を話す者、先住民、若者、HIV 感染者、障害者等の特定のグループの就職支援を専門とするメンバーもある。なお、多く

のジョブネットワークメンバーに関する情報冊子がセンターリンクに置かれている。

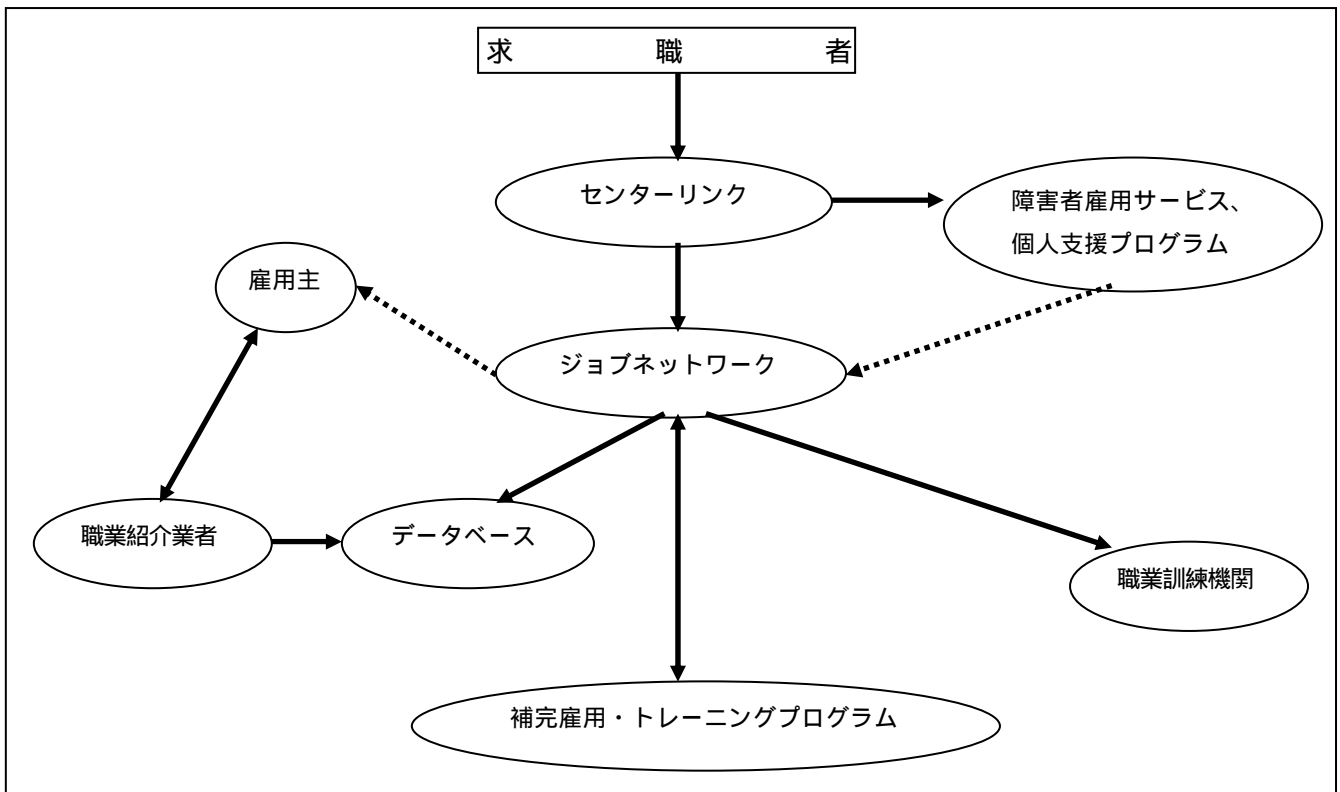
ジョブネットワークメンバーは、就職活動の際のアドバイス、履歴書の書き方、面接のアドバイス、ジョブサーチへの履歴書登録支援等を行う。ジョブサーチ (<http://www.jobsearch.gov.au>) は、オーストラリア最大のインターネット求職サイトである。求職者が学歴、職業経歴、推薦者の名前と連絡先を入力し、履歴が登録されると仕事情報が自動的に個人のインターネットページ、e-mail アカウント、電話、携帯電話メールに送られてくる。その後の面接及び採用までの流れは日本と同様である。

ジョブネットワークの事務所には、就職活動用のコンピュータ及び電話が備えられており、求職者は無料で利用可能である。

3 ヶ月たっても就職先が決まらない場合、ジョブネットワークメンバーは、「集中サポート (Intensive Support)」と称する個別支援を行う。同支援は就職先が見つかるまで継続されるが、同支援の中には申請書の書き方、履歴書の書き方、面接の受け方等が含まれる。また、求職者は、ジョブネットワークの紹介により、職業訓練コースへの参加、コミュニティ団体が提供しているインターンに参加することも可能である。

一般的に外国人の就職はうまくいっている様子が伺えたが、現在のオーストラリアの好景気を反映しているようにも思われる。

【表 10 就職支援の流れ】



c . 人道プログラムによって受け入れられた者に対するパイロットプロジェクト雇用・職業関係省 (Department of Employment and Workplace Relations (DEWR)) は、同省の雇用刷新ファンド (Employment Innovation Fund (EIF)) からジョブネットワークのメンバーに対して予算措置をし、資格のある者で人道プログラムによって受け入れられた者を対象にパイロットプロジェクトを実施している。予算は、管理費及びプロジェクト実施の間に発生する費用をすべて含み、1人につき2,200豪ドル(約17万6,000円)が計上されている。

同プロジェクトの目的は、人道プログラムによって受け入れられた者のオーストラリアの職場及び労働市場への理解促進と同者の現在有する能力や資格を労働市場に活用させることにある。

パイロットプロジェクトには、80人の人道プログラムによって受け入れられた者が参加している。

プロジェクトでは、就職紹介のほか、5週間の職業訓練及び10週間の実地訓練等も提供されている。

d . 問題点

調査団が訪問したジョブネットワークの1つ成人多文化教育サービス (Adult Multicultural Education Services (AMES)) によれば、人道プログラムによって受け入れられた者の就職は、一般の者と就職率等は変わらないものの、語学力が十分でない者等、適材適職がなされていないとの由。

(八) コミュニティにおける支援

a . 移住リソースセンター (Migrant Resource Centre (MRC))、移住サービス機関 (Migrant Service Agency (MSA))、コミュニティ定住サービス (Community Settlement Services Scheme (CSSS))

移住リソースセンター、移住サービス機関及びコミュニティ定住サービスは、定住者がオーストラリア社会に定着して上で、重要な役割を果たしている。これらは、移住者や人道プログラムによって受け入れられた者に対して、定住に必要な情報提供・紹介、また、コミュニティ団体に対するキャパシティビルディングを行っている。

第一回調査団はシドニー近郊のオーバーン移住リソースセンター (Auburn Migrant Resource Centre)、追加調査団はアフリカ系住民が多く居住する地域にあるシドニー近郊のブラックタウン (Blacktown) にあるブラックタウン移住リソースセンター (Blacktown Migrant Resource Centre) 及びベトナム系住民が多く居住する地域にあるシドニー近郊のカブラマッタ (Cabramatta) にあるフェアフィールド移住リソースセンター (Fairfield Migrant Resource Centre) を訪問したが、いずれのセンターも、一時滞在施設、通訳サービス、移住サービス、法律サービス、住居・教育・職業・医療・銀行・交通機関等の連絡先を記載した冊子の作成、センター内における英語教育、医療講座等の各種講座の開講等、オーストラリアにおける定住支援サービスを提供している。その他、地域住民との共存を図るため、各種イベントの開催企画も行

っている。スポーツイベント（特にサッカー）が地域住民との交流を図る上ではもっとも効果的である模様。

いずれのセンターのサービスもオーストラリア国民及び永住査証を有する者のみが対象であるが、庇護申請者に対しても冊子による情報提供は行っているとのことであった。

移住リソースセンターの資金は、DIMIA を中心に様々な省庁等により拠出されている。たとえば、ブラックタウン移住リソースセンターの収入は表 11 の通り。

【表 11 ブラックタウン移住リソースセンターの収入（2003年及び2004年）】

補助金	2003年	2004年
DIMIA	53万640.26豪ドル (約4,245万1,221円)	64万2,216.24豪ドル (約5,137万7,299円)
コミュニティサービス省 (Department of Community Services)	-	15万1,500.00豪ドル (約1,212万円)
教育・訓練省 (Department of Education & Training)	6万8,141.96豪ドル (約545万1,357円)	6万8,571.51豪ドル (約548万5,721円)
保健・高齢省 (Department of Health & Aging)	54万2,989.75豪ドル (約4,343万9180円)	54万6,498.89豪ドル (約4,371万9,911円)
都市問題計画省 (Department of Urban Affairs & Planning)	5万390.00豪ドル (約403万1,200円)	-
高齢・障害者・在宅医療省 (Department of Ageing, Disability & Home Care)	3万9,780.00豪ドル (約318万2,400円)	1万8,566.36豪ドル (約148万5,309円)
シドニー西部地域医療援助補助金 (Western Sydney Area Health Assist Scheme)	-	13万8,260.00豪ドル (約1,106万800円)
コミュニティ関係委員会 (Community Relations Commission)	3,847.00豪ドル (約30万7,760円)	-
その他	2万4,460.55豪ドル (約195万6,844円)	2万5,490.00豪ドル (約203万9,200円)
その他	2003年	2004年
利子	3万1,115.39豪ドル (約248万9,231円)	3万2,086.14豪ドル (約256万6,891円)
会費	492.91豪ドル (約3万9,433円)	505.19豪ドル (約4万415円)
家賃等	2,318.54豪ドル (約18万5,483円)	4,828.06豪ドル (約38万6,245円)
イベント	3,335.04豪ドル (約26万6,803円)	2,995.58豪ドル (約23万9,646円)
相談費	2万8,265.30豪ドル (約226万1,224円)	2万6,130.00豪ドル (約209万400円)
保険	-	4,446.74豪ドル (約35万5,739円)
計	132万5,776.70豪ドル (約1億606万2,136円)	164万4,094.71豪ドル (1億3,152万7,477円)

(出典 Blacktown Migrant Resource Centre, 17th Annual Report 2003-2004)

b. 互助団体

オーストラリアには、多数の同国人互助団体が存在する。追加調査団はメルボルン近郊のベトナム系住民が多く居住するスプリングヴェイル (Springvale) にあるスプリングヴェイルインドシナ互助支援協会

(Springvale Indochinese Mutual Assistance Association (以下、SICMAA)) を訪問した。同協会では、インドシナ難民がオーストラリアに到着した時の主な状況等を聴取したところ、概要以下の通り。

インドシナ難民がオーストラリアに到着した時の主な状況

- ・インドシナ難民は 1970 年代にオーストラリアに到着した。
- ・到着当時、オーストラリアは多文化主義政策への転換を図っていた。
- ・労働者を求めているオーストラリア国民の難民に対する感情は好意的であった。
- ・オーストラリアはベトナム戦争に直接関与したため、オーストラリア国民は難民支援に関して責任を感じていた。
- ・定住支援を現在は政府と契約を結んだプロバイダーが行っているが、当時は政府が直接、住居、英語教育、就職支援等を行っていた。
- ・難民コミュニティは様々な地域にあり、コミュニティ団体を設立しやすかった。
- ・治安問題は大きな問題になっていなかった。
- ・1980 年代後半までは、教育は無料であった (現在は有料) 。

インドシナ難民が現在直面している主な問題点

- ・差別が広がっている。
- ・同等の教育の機会が与えられていない (教育が有料になり、大学等へは財政的余裕がないと行くことができない) 。
- ・政府は支援ニーズに応えていない。

SICMAA 主な活動

- ・差別対処
情報提供及びアドバイス
- ・雇用及び職業訓練
情報提供
- ・教育
ベトナム語サポート付英語教室、母国語教育 (週末、近隣の学校の教室を借りて行っている。教師は主にボランティアが担っている)
- ・高齢者サービス
- ・家族支援
ドメスティック・バイオレンス、家族問題、女性問題に対処
- ・住居支援
若年層に対する緊急宿泊施設、高齢者に対する住居紹介

SICMAA の予算

2003 年の収入 : 42 万 2,984.13 豪ドル (約 3 千 383 万 8,730 円)

主な収入先 : 民族学校補助金 11 万 501.00 豪ドル (約 884 万 80 円)

DIMIA 5 万 9,060.00 豪ドル (約 472 万 4,800 円)

教育省 5万3,180.00豪ドル(約425万4,400円)
法務省 3万4,580.00豪ドル(約276万6,400円)
教育機関(ACFE) 3万4,113.00豪ドル(約272万9,040円)



SICMAA 事務所

(八) その他

a. 通訳・翻訳サービス(Translating and Interpreting Services (TIS))

人道プログラムによって受け入れられた者の中には、十分な英語力を有さない者もいる。DIMIAは、週7日間、24時間利用可能かつ無料で通訳・翻訳サービスを提供しており、人道プログラムによって受け入れられた者は行政手続等で通訳が必要な場合、また行政書類等で翻訳を要する場合、いつでも無料で利用することができる。

今日、通訳・翻訳サービスには2,000名の契約者がおり、100以上の言語に対応可能である。

【表 12 難民等が受けることができる主なサービス一覧】

	オフショアプログラム		オンショアプログラム	
	難民	その他	永久保護査証 取得者	一時保護査証 取得者
I I O A		×	×	×
A S		×	×	×
H F S			×	×
E H A I				
P S	×		×	×
C S R			×	×
M R C、M S A、 C S S S				
A M E P				×
E S L (English as a Second Language)				
家族再統合				×
再入国				×
永住権				×
就労許可				
ジョブネットワーク				
賃貸支援				
医療				
医療カード				
出産支援金				
拷問・トラウマ支援				
一般教育				
失業手当				×
家賃補助				
家族手当				

(出典 : DIMIA, Australia's Support for Humanitarian Entrants, 2004)